

湯沢市介護保険短期入所サービス特例利用事務取扱要領

(趣旨)

第1条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成28年2月5日厚生労働省令第14号）第13条第21項に規定する短期入所生活介護及び短期入所療養介護（以下「短期入所」という。）の利用について、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合は、要介護認定等の認定有効期間（以下「認定有効期間」という。）のおおむね半数を超えて短期入所を利用する（以下「特例利用」という。）ことができるよう必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 特例利用見込みの者で、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 利用者が認知症であること（認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上）等により、同居している家族等の介護が困難な場合
- (2) 同居している家族等が高齢、疾病であること等を理由として十分な介護を受けることができない場合
- (3) その他やむを得ない理由により、居宅において十分な介護を受けることができないと市長が認める場合

(利用申請)

第3条 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、短期入所利用日数が認定有効期間のおおむね半数を超えると見込まれる場合は、短期入所サービス特例利用事前申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に居宅サービス計画書第1表、第2表、第3表及び第4表を添えて、特例利用の対象となる月の前月末までに市長に提出しなければならない。

(確認及び交付)

第4条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容について確認を行い、適当と認めた場合は、短期入所サービス特例利用確認通知書を指定居宅介護支援事業者等に交付するものとする。なお、承認者のおおむね半数を超えて利用する短期入所サービスについては、その利用者の心身の状況等を十分勘案し、必要最低限に抑えることとする。

2 前項による承認の有効期間は、承認を受けた者の認定有効期間とする。なお、

利用の継続に当たっては、認定有効期間ごとに利用申請を行い、承認を受けるものとする。

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日より施行する。